

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
教育センター	<p>施設の保守点検に係る委託契約について、経費支出伺の決裁が契約期間の開始までに行われず、業務開始の後に行われているもの（決裁遅延）が2件あった。</p> <p>1 中央監視装置保守点検業務</p> <p>(1) 業務実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>(2) 起案日：平成24年4月19日</p> <p>(3) 決裁日：平成24年4月23日</p> <p>(4) 支出額：890,820円</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○ 担当者(起案者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本センターは、ビル管理法に基づく特定建築物であり、維持管理等の業務委託は年間30件を超えている。 ・ このうち、年度当初から契約すべきものが13件あり、これらは、前年度の3月26日から3月30日までに行政文書管理システム及び財務会計システムを用いて起案文書を作成する必要がある。 ・ この期間には、前年度の委託業務の検査、歳入調定等の作業を行わなければならないこと、また、全庁的に同様の処理が集中し、システムの処理速度も遅くなっていたことがあり、作業をこなすことを優先し、チェックが不十分になってしまった。 <p>○ 関係者(起案が回議される者)、決裁者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に異動により着任したため、進捗管理を行う必要性は認識していたものの、業務内容を充分把握していたとは言い難く、担当者からの起案文書が回ってくるまで手続漏れに気づかなかった。 ・ 担当者からの報告を受け、原因は担当者の業務多忙による手続漏れであったため、契約日を遡及することはやむを得ないと判断した。 </div>	<p>業務委託において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条と同運用の規定に違反している。</p> <p>定例的に実施する必要がある保守点検業務については、起案者のみならず、決裁関与者を含め契約締結の状況を随時確認するなど、契約手続の漏れが生じることがないようにチェック体制の強化を図られた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>契約の必要がある業務と支払について、契約手続の漏れが生じることがないように、契約締結の状況や月毎の手続状況を随時関係者が確認できるように一覧表に整理することで、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また今後かかることがないように会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底を行った。</p>

2 別館個別空調機保守点検業務

- (1) 業務実施期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (2) 起案日：平成24年5月21日
- (3) 決裁日：平成24年5月25日
- (4) 支出額：825,552円

その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。

○ 担当者(起案者)

- ・ 本件業務については、平成23年度まで、4月1日から翌年3月31日まで年度を通じて委託契約を締結していた。
- ・ 平成24年度の業務について、空調機の夏季の稼働開始が6月であることから、契約期間を短縮する方が契約金額を節約できるものと考え、4月当初に契約を締結しなかった。
- ・ しかしながら、平成24年5月に業者から見積書を徴したところ、契約期間を4月1日からとする方が安価であることが判明したことから、契約日を遡及して契約することとしたものである。

○ 関係者(起案が回議される者)、決裁者

- ・ 年度当初に異動により着任したため、進捗管理を行う必要性は認識していたものの、業務内容を充分把握していたとは言い難く、担当者から5月に業者から見積書を徴取した結果の報告を受けるまで気付かなかった。
- ・ 担当者からの報告を受け、契約方法について、6月からの契約をするか、契約日を遡及するか検討を行い、担当者の予想が誤っていたことが判明したのが遅かったため、遡及期間は長くなるものの、経費節減の観点から後者の手続きを選択することはやむを得ないと判断した。